

## 令和8年度 環境厚生常任委員会行政視察報告書

### 1 参加委員

(委員長) 阿部英光 (副委員長) 岡崎進  
(委員) 今井理華、清野匡志、新倉真二

### 2 視察日時

令和8年4月16日(木) 10時30分～12時00分

### 3 視察先

富山県氷見市

### 4 視察事項

重層的支援体制整備事業について

### 5 視察概要

	(担当 清野匡志)
視察先選定理由	政策討議のテーマ「支え合いの地域づくりについて～誰ひとり取り残さない地域社会の構築～」に基づき、重層的支援体制整備事業について、特にふくし相談サポートセンターといった福祉の総合相談支援窓口について、先進的な取組みとして調査を行う。
内 容	<p>背景と取り組み</p> <p>(1) 重層的な概念の整理</p> <p>①上位概念 地域共生</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・氷見市の目指す社会福祉像</li><li>・「認め合い支え合い絆が深まるまちひみ」</li></ul> <p>②中位概念 包括的支援体制(社会福祉法)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括ケアシステム(地域医療介護確保法)</li></ul> <p>③事業名 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条4)</p> <p>(2) 重層的支援体制整備事業とは</p> <p>①相談をたらいまわしにしない。断らない相談支援</p> <p>②福祉サービスを必要としている人を、包摂し、社会とのつながりを段階的に回復する支援</p> <p>③個別支援を抱えている人を抱合し、支える地域づくり</p> <p>【体制作りのために】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●今まで制度の狭間にあった人達にも自治体が認めさえすれば支援の対象となる。</li><li>●さまざまな地域生活課題に対して、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止め、</li></ul>

包括的にサービスを提供できる。

●制度の縦割りを解消し各自治体が創意工夫をもって、包括支援体制を構築していき  
る。

(3) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体  
制の構築の支援

①地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題があ  
る。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050 世帯や、介護と育児のダブル  
ケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流  
用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

②このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもっ  
て円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(4) 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

①市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合  
化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加  
支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

②新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施  
の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須

③新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等  
について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28 年度:26 H29 年度:85 H30 年度:151 R 元年度:208

(5) 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

【現行の仕組み】

a.高齢分野の相談・地域づくり

b.障害分野の相談・地域づくり

c.子ども分野の相談・地域づくり

d.生活困窮分野の相談・地域づくり

【重層的支援体制】属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

①相談支援

・包括的な相談支援の体制

・属性や世代を問わない相談の受け止め・多機関の協働をコーディネート・アウトリ  
ーチも実施

②参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応

(既存の地域資源の活用方法の拡充)

③地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係性の育成支援）

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

(6) ふくし相談サポートセンターとは

福祉介護課、子育て支援課、市社協が官民協働で行う「福祉の総合相談支援窓口」として、平成 26 年 5 月 7 日の新庁舎オープンと共に新設された。

各課の相談窓口で対応しつつ、「困りごとが明確になっていない」「公的制度を利用できない」「同一世帯内に複数の生活課題を抱えている」相談は、市社協が対応する。

(7) ふくし相談サポートセンター誕生の経過

- ①地域リーダーや専門職からの声により総合相談窓口の協議検討が始まる(H22 年度～)
- ②住民、専門職、行政による「総合相談支援窓口構築プロジェクトチーム」を結成(平成 24 年・25 年度)
- ③市庁舎耐震評定を受け、旧高校体育館を活用した新庁舎移転決定。(平成 25 年 1 月)
- ④福祉の総合相談支援機能について協議(平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月)
- ⑤H26 年 5 月、新庁舎内にふくし相談サポートセンターが誕生!

【設立までのポイント】

- エリア担当制導入にて社協が地域の声を拾い、安心生活創造事業を活用した部会を立ち上げた。
- 市と社協協働で第 3 次氷見市地域福祉計画を策定
- 地域福祉計画の重点施策に掲げたことで、福祉総合相談機能が整備された。
- 耐震評定を受け、旧高校体育館と一部校舎を改修した新庁舎建設が決定した。
- 地域で困っている人を地域住民がを見つけ、その声を行政や社協に上げてくれたことが原動力

(8) ふくし相談サポートセンターの組織

『市の組織』

市民部

福祉介護課(重層担当)

子育て支援課

市民課

健康課

『市社協の組織』

事務局

総務・企画課

こども支援課

高齢者支援課

障害者支援課

ふくし相談サポートセンター(庁舎内)※多機関・アウトリーチ受託

地域福祉課・ボランティア推進課※参加支援受託

『相談支援機関の体制（※は市庁舎内にある）』

\*高齢

・地域包括支援センター(直営1か所)※

・ブランチ地域包括(委託4か所)

\*障害

・基幹相談支援センター(市社協)※

・相談支援事業所(委託3か所)

\*子ども

・子育て支援総合コーディネート事業※

・こども家庭センター(直営)

\*生活困窮

・自立相談支援機関(市社協)※

『官民協働で実施する「ふくし相談サポートセンター」』

・市福祉介護課(高齢、障害、生活保護)

・市子育て支援課

・市社協(生活困窮者自立支援、基幹相談支援)

(9) 市社協職員配置状況 (R7年度)

①セーフティネットチーム:生活困窮者自立支援事業関連事業

◆主任相談支援員1名

◆就労支援員1名

◆相談支援員(兼務)1名

◆家計改善支援担当1名

◆アウトリーチ支援員(兼務)1名

②基幹相談チーム:基幹相談支援事業

◆相談支援専門員2名

◆相談員1名

③多機関協働事業

◆多機関協働マネージャー2名(兼務1名)

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ◆アウトリーチ支援員 1 名
  - ⑤参加支援事業
  - ◆参加支援マネジャー1 名(推進課勤務)
  - ⑥被災者見守り・相談支援事業
  - ◆生活支援指導員 3 名(2 名兼務)
- 計 11 名

(10) 重層事業導入の過程(行政との協働、包括的支援体制の構築)

- ①安心生活創造事業の実施(H22 年度)
- ②第 3 次地域福祉計画の協働策定(H23 年度策定)
- ③「ふくし相談サポートセンター」の開設(H26 年度)
- ④地域セーフティネット構想(包括的支援体制)の構築(H27 年度)
- ⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業(H28 年度)
- ⑥地域力強化推進事業(H29 年度)
- ⑦重層的支援体制整備事業(R3 年度)
- ⑧第 4 次地域福祉計画の策定(R3 年度策定)

(11) セーフティネット構想について

(氷見市が目指す包括的支援体制の実現)

平成 27 年 1 月～4 月、市内において、相次いで孤独死・独居死等の事例が挙がり、社会的孤立者への支援の強化と共に、虐待、サービス拒否(支援拒否)等、社会的孤立に陥る可能性のある市民を早期に発見し、適切な支援を行うことが喫緊の課題と位置づけ、それを解決するための新たなしくみと既存の体制を融合させ、氷見市が目指す包括的支援体制を実現することを目的とした、セーフティネット構想を平成 28 年 3 月に掲げた。

【3つのセーフティー強化策】

- ①アウトリーチ機能の強化
  - ・平成 28 年度コミュニティソーシャルワーカー(現:アウトリーチ支援員)の配置
- ②氷見市地域セーフティネット構想地域
  - ・セーフティネット活性化事業の策定(平成 27 年度)
- ③身近な地域で相談対応できる「なんでも相談窓口」の設置と地域福祉活動サポーターの育成(21 地区社協)
  - ・身近な地域で相談できる窓口の設置(地域力の向上も含め)
  - ・平成 28 年度より、地域力強化推進事業を活用して、地域福祉活動サポーターの養成
  - ・地域の気になる人を民生委員やアウトリーチ支援員につないでもらう。
  - ・地区社協活動に協力してもらい、地域の担い手の拡充になっている。

【庁内連携や協議の場】

平成 29 年度より、教育・保健・福祉・市民相談部局と市社協(ふくし相談サポートセンター部門・地域福祉部門)で、毎月 1 回各部署の施策や相談支援の実態、事業紹介等の情報共有を行うと共に、テーマに応じて専門職(弁護士)や庁内関連部署を交え、事例検討を実施しています。

【セーフティネット定例会議と重層的支援会議、セーフティネット構築会議の関係について(R4 年度より)】

従来の「持ち回りによる各所属に関する施策紹介等」から「重層的支援会議」の一部(継続ケースの進捗確認と新たな協議等を関係者のみで実施する方式)と第 4 次地域福祉計画の重点施策の実現に向けて具体的に動くための協議体である「セーフティネット構築会議」の進め方や分科会の進捗紹介等を行うことを隔月毎に開催する。(重層的支援会議や支援会議で出てきた新たな支援の必要性やしくみづくりを定例会議で確認し、構築会議の分科会へつなげ、実現していく)

【氷見市地域セーフティネット構想における各種会議】

- ・セーフティネット地域会議(地域情報交換会・民協定例会)
- ・セーフティネットブロック会議
- ・セーフティネット定例会議
- ・セーフティネット分科会・構築会議

(1 2) 第 4 次地域福祉計画における重点施策の分科会(令和 4 年度～令和 8 年度)

【氷見市の課題・不十分なところ】

- ①ひきこもりの住民への支援体制の構築
- ②権利擁護(死後支援、身元保証人など)
- ③居住・居場所作り
- ④災害時の福祉環境の整備
- ⑤地域組織の維持

(1 3) 氷見市の被災状況

【1 月 1 日(月)16:10 能登半島地震発生】

氷見市では震度 5 強を観測し、家屋の倒壊や道路の隆起、市全域に渡る断水などの被害を受けました。地震により、家具や建物の一部などが散乱、また敷地内も液状化によって被害を受けた地域もあります。

- ・救急搬送など:11 人(けが等)
- ・り災証明書の発行申請件数(累計):7,735 件
- ・応急の住宅修理相談:679 件
- ・発行件数 住家(累計):6,486 件 所有者用(累計):2,400 件
- ・公費解体申請件数(半壊以上):983 戸(自己解体含む)

内訳( )は損害割合

全壊 232 戸(50%以上) 大規模半壊 59 戸(40%以上 50%未満) 中規模半壊 83 戸(30%

以上 40%未満) 半壊 352 戸(20%以上 30%未満) 準半壊 837 戸(10%以上 20%未満)  
一部損壊 4,931 戸(10%未満) \*令和 7 年 12 月現在

(14) 令和 7 年度被災者見守り・相談支援等事業がはじまる

氷見市では、震災により転居・転出された方が安心して生活を営むことができるよう、訪問などを通し、孤立防止のための見守りや日常生活上の相談、関係機関へのつなぎを行います。

【事業の対象（主に次の方々を対象に、必要に応じて訪問を中心とした支援を行います）】

- ・ 応急仮設住宅(みなし仮設含む)などに入居した方
- ・ 半壊以上の被害を受け、公的支援の手続きを行っていない方
- ・ その他、被災後の生活が気になる
- ・ 心配な方

(15) 身元保証・死後事務等に関するアンケート調査実施  
(専門職対象令和 7 年 3 月に実施)

【アンケート調査に至った経緯】

- ①氷見市では身元保証や死後事務等を行っている事業所がない。
- ②令和 6 年の能登半島地震によって、身寄りのない人の応急住宅や公費解体における各種契約相談が増加
- ③相談を受ける専門職も困っている。

【調査対象機関 75 事業所】

- ①医療機関・入所施設(36)※医療機関は氷見市・高岡市の病床がある医療機関、精神科病院
- ②相談支援機関(22)
- ③市内在宅サービス事業所(17)

(16) 令和 7 年度居住支援協議会伴走支援プロジェクト(市町村部門)

- ①権利擁護部会と一緒に協議
- ②居住支援に関する勉強会
- ③不動産関係者へのヒアリング R7.10 月～11 月月
- ④居住支援に関する会議(セーフティネット構築会議)
- ⑤居住支援協議会準備会設立 R8.3
- ⑥居住支援に関する協議継続
- ⑦居住支援協議会の設立
- ⑧居住支援法人の検討 R8.4～

(17) ひきこもり支援 LaChic(ラシック)

	<p>氷見市では、不登校・ひきこもり支援体制をラシックとし、意味には自分らしくの意味があります。こども家庭センターとふくし相談サポートセンターが相談を受ける。</p> <p>※令和6年能登半島地震後に発覚したひきこもりケース数 被災者見守り・相談支援事業(対象世帯:198世帯) 世帯の中にひきこもり状態の方がいる・・・9名 ※内訳:ひきこもり(5名)/疑い(4名) 災害を機に発覚したケース・・・6名</p> <p>①D.D ラシック(児童育成支援拠点事業) ※DDの意味は、誰でも・どんどん &lt;支援の在り方&gt;小学生～18歳まで対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な居場所の提供</li> <li>・生活習慣の形成</li> <li>・学習支援</li> <li>・食事の提供</li> <li>・学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携</li> <li>・送迎支援</li> </ul> <p>②Re:ラシック(ひきこもり支援推進事業) ※Reの意味は、リカバリーとリスタート &lt;支援の在り方&gt;対象者の限定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援</li> <li>・安全・安心な居場所の提供</li> <li>・学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携</li> <li>・当事者会・家族会など新たな活動作り</li> <li>・住民向け講演会・研修会の開催</li> </ul>
<p>考 察</p>	<p>氷見市は人口あたりの自治会の数が多く、共生社会の下地が多く残っている事が特徴的であると感じた。</p> <p>重層的支援体制整備事業を導入する以前より、相談に来る人だけを対象にするだけでなく、アウトリーチにより地域課題を発見してきた自治体である事が理解できる。</p> <p>ふくし相談サポートセンターの先進的な取り組みにより多機関連携、特に社会福祉協議会との密接な連携が特徴的で市民の利便性が実現したことで、さらに新しい課題に対応する体制が迅速に立ち上がってきた経緯が見て取れる。</p> <p>茅ヶ崎市においては、地域での相談・地域づくり、共生社会の実現が急がれているが、公は市民自らが作っていくこと、そして行政はそれに対して積極的に働きかけていくことが重要ではないかと考える。</p>